



## 第1講 パートナーシップ協定って、な～に？

講師・畠山 昇氏（NPO 法人市民フォーラム）

2014年10月20日(月) 7:00～9:00

大野南公民館 コミュニティー室

当日資料 講師によるレジュメ 4ページ 資料・市民フォーラムと相模原市のパートナーシップ協定/  
資料・相模原市発行印刷物「相模原市市民協働推進条例」

参加者9名（講師除く）／講義録まとめ 田嶋いづみ

### 【講義の概要】

畠山氏（秋田・三種町出身、もともと定年後故郷の紹介活動をしていた）の個人的体験から市民フォーラムに参加した経緯を導入として、市民フォーラムが相模原市とパートナーシップ協定を締結した経緯を紹介。市民協働、パートナーシップについての提言を行ってきたが、その原則として①自立の原則 ②対等の原則 ③相互理解の原則 ④役割合意の原則 ⑤目標共有の原則 ⑥公開の原則 ⑦説明責任の原則 に触れ、とくに②の対等の原則の共有が難しいことを指摘された。

A市民活動、B市民主体による補助助成事業、C協働事業、D行政主導による委託事業、E行政による事業、という事業理解から、市民側及び行政側の認識を深めることになった。

=memo=

- ・市民フォーラムの構成 設立当初 106名 → 協働事業開始時 45名 → 現在 27名
- ・相模原市の場合、市民主体の提案が先行した。ex 平成18年森づくりパートナーシップ協定(NPO法人こもれび)
- ・それぞれの団体、協議会とパートナーシップが結ばれていく。市民と市民のあいだの協定もあり得る。
- ・パートナーシップ =関係性 そのものには活動はない。②対等の原則についての理解がもっとも課題となつた。
- ・パートナーシップの根付くとき = エリクソン 人間活動についての原則と同じ。人間の競争でなく、協働の方法を身につけるべき。
- ・制度の主体 →地域密着型の課題解決を目指す。

市民自治をしきみのなかにつくる、各団体との連携を射程に入れる。

市の職員も取り込めるように

制度の進化を遂げられる制度とする。

- ・そして、条例の制定へ ①市民が担う主体 ②レベルアップ ③協働事業提案制度の担保 ④相模原市らしいこと
- ・パートナーシップと協働の違い 条例における基本原則の違い「対等の原則」がない  
→ タウン・ミーティング等で「対等の原則」へのこだわりが生まれ、「活動の場における、対等な協力関係」という表現が当初あった。
- ・市民協働そのものが目的ではなくて、受益者に何を与えられるか。
- ・相模原市における市民協働提案 107本の提案 51件が採択されている。（平成25年度まで）

### 【意見交換】

対等と市民の力：行政の「対等」というものは、何は？ /もてる力を出し合うことが、対等ということか。

請負・指定管理とかいうと、持てる力を出し切れるのか？ /市民サイドのいいところ生かそうとすると、行政サイドが複数担当課になってしまいがち /行政も市民である。/市民にとってやりたいこと、行政にとってやりたいことが合致していたところ。

行政と行政との協働が入ってこない。→条例の中に入ってきていない。

本来は、行政の情報が公開されて、市民が対等な意見が言える。これが本来の対等性。



**政策提言:**豊町の地区計画は、市との協働事業としてやったわけではない。自分たちがまちをどうしたいかを考えて、言いたい放題したけど、道路1本つくれるわけではない。結果として地区計画は、協働事業だったのではないか。

政策提言は、協働事業に含まない。

政策提言にもっていくための事業はあるけれど。事業としてやったものが政策提案となっていくのが理想的。

地区計画=協働事業であった。行政と市民のいい加減ができるのか。関係性としては協働。地区会議、まちづくり、とか、

**行政・議会の力:**担当職員が全く知らない。現状が乗り越えられない。

協働事業は市民の参画となるけれど、財政を決めるのは市長、議会、が握っているところで、協働というのが可能なのか？

財政基盤がないのなら、市民のボランティア期待になるのではないか？ →市民協働について初年度は協働推進課で予算化。

市民協働事業についての議員の理解がないのではないか？ →3年目から委託になるので議会にかけられる。

津久井が見放されている状態ではないか。緑区にあるサボセン的活動のものがない。経済、観光課に分裂になっている。

可能な限り市民に近いところで行う行政システムを構築する。→こちらも粘らなきやだめですよ。課長、部長までねばらねばならない。枠組みができる。

市民が持っているものと教育行政とどこまで共通認識を持てるか、ということか。

**市民活動と行政:**市民活動をきっちりやって情報交換していることで、協働提案だけでなく、協働性を実現できているのではないか。

行政は敵だ（言質をとる）という認識ではなく、共通認識を持って、お互いに納得していくなかで、その部分で行政を応援するし、納得できないことには反対する。

**市民自治:**事業を提案するのではなくて、市民自治の発想で、

行政は、権力ですから、対等ではないから、相手が権力だという発想が落ちていくのではないか。

NPOのひとは、市民行政の側になって、権力を問うていく姿勢がない。役所と同調してしまう。

子どもの権利条例の制定作業がすんでいるが、審議委員でも、事務局は進行プロセス以外のことは発言できない。条例づくりが福祉局になってしまって、教育委員会がタッチできない。担当が福祉局から子ども青少年課になったとたん、権利条約の大切なところが抜けおちてしまう。町内にはイジメのワーキングチームができているのに、条例づくりにタッチできていない。

市民協働に市民自治のことが入っていないかといけないのでないのではないか。

どんないい提案を持っていても、窓口の狭さが。行政補助事業の参加しかしない。（子どもたちは学校行事役割になってしまっているのではないか。）

市民運動の原則を守っていくこと。（自前のこと。対話ができること。批判と疑問を持つこと）一緒にできることは一緒にやるし、批判できることは批判するべきでは。

#### 【まとめ（感想）のひとこと】

パートナーシップは関係性のことであって、それは広く市民的自覚、原則のもとに成り立つ。しかし、その原則についての深い理解が市民側にも行政側にもあるとは言い切れない。それが市民協働事業の実際の場面での齟齬を生むのではないだろうか。

市民協働事業を両者で担っていくなかの課題を乗り越えていくことが、大きく社会のシステムを変えていく力になることを認識したうえで、「協働」をパートナーシップの関係性で実現しようとするとき、さらに核となるものが必要な気がする。

第一講座においては、そのキーワードは、「自治」だったように思う。その点を押さえつつ第2講座を迎える。

# 市民にとってのパートナーシップを考える連続講座（第1講：10月20日） パートナーシップ協定って。な～に？！

NPO法人市民フォーラムさがみはら  
代表理事 畠山 昇

## 1. 自己紹介

*出身地：秋田県三種町（人口18000人）	同郷：橋本五郎
（現、首都圏ふるさと会顧問、三種町PR大使、NPO一里塚副代表）	
*ふるさと活性化としての活動：基本は、人、モノ、金、情報を首都圏から供給する。	
Uターン活動：2007年問題となった団塊世代の定年退職者の相談員となる。	
（認定NPO法人ふるさと回帰支援センター会員、理事長：見城美枝子）	
体験ツアーの実施：毎年2回、首都圏の人と地元三種町の人との交流を実施する。	
*三種町の協働体制を構築：現在、役場、現地NPO、首都圏ふるさと会と3者が連携して活動を継続できるようになっている。	

## 2. 市民フォーラム入会の動機

*旧相模原市は平成18年3月に津久井町及び相模湖町と（平成19年3月には城山町及び藤野町とも合併）合併したのを機会とし、旧相模原市との関係は中央と地方との関係に類似と感じ、相模原市で上記と同様、津久井地区の活性化活動ができると思った。	
*平成18年11月にパートナーシップ市民フォーラムに入会した。	代表：菅澤

## 3. 相模原市の協働に関する主な取り組み

年、月	内容
平成13年6月	市民活動促進懇談会と推進指針策定懇談会発足
平成14年5月	相模原市の市民活動の推進に向けた提言
10月	さがみはら市民活動サポートセンター 設置
12月	協働する市民社会をめざして ～さがみはらパートナーシップ推進指針への提言～
平成15年2月	さがみはらパートナーシップ推進指針
平成23年度で廃止	～協働する市民社会をめざして～策定
平成18年4月	パートナーシップ市民フォーラムさがみはら 設立 代表：菅澤
5月 平成23年度で終了	市民フォーラムと市長とのパートナーシップ協定 締結
平成19年5月	相模原市における市民と行政の効果的な協働事業の仕組み ～協働事業提案・検証制度の創設～提言
平成20年4月	*協働事業提案制度設立、実施開始
4月	*市民・行政協働運営型市民ファンド設立

4月	*協働事業提案制度運用に関する基本協定 締結	代表：菅澤
6月	*パートナーシップの基本を定める条例 提案書 ～（仮）みんなが担い手条例 市民案～	市民フォーラム
平成23年3月	特定非営利活動法人市民フォーラムさがみはら 設立	代表：松尾
平成24年4月	相模原市市民協働推進条例 制定 相模原市市民協働推進審議会の設置	相模原市
平成26年3月	相模原市市民協働推進基本計画 策定	相模原市

#### 4. さがみはらパートナーシップ推進指針 (H14.12 提言に基づいた策定)

- \*背景：今後、持続的発展が可能な市民社会を創るためにには、市民が市民自治を基本に、市民自ら考え、共に行動し、参加する新しいまちづくりに取り組む必要がある。
- \*目標：「自己決定・自己責任の原則」を基本とし、市民相互が各自を認め合い、各自の責任を果たしながら、協力、連携、補完し合うなど、パートナーシップを構築することにより、皆で担う市民社会の実現をめざす。
- \*パートナーシップの原則：①自立の原則、②対等の原則、③相互理解の原則、④、役割合意の原則、⑤目標共有の原則、⑥公開の原則、⑦、説明責任の原則
- \*推進するための基盤整備：①パートナーシップの基本を定める条例の制定、②市民ニーズに的確に応え、企画・立案から事業実施までを、可能な限り市民に近いところで行う行政システムを構築する。
- \*実現化組織：さがみはらパートナーシップ市民委員会を設置する。

#### 5. 市民フォーラムと市長とのパートナーシップ協定

資料一1

- \*目的：皆で担う市民社会の創造に向け、パートナーシップによるまちづくりを、お互いの役割分担に基づき進めていくための協定であり、市民主体の自主的な組織である市民フォーラムと市長との間の関係性の原則や双方の役割と責務、および相互調整などについて定めることを目的とする。
- \*パートナーシップの原則
- \*役割分担
  - 市民フォーラムの役割と責務
  - 市長の役割と責務
- \*相互の連絡調整について
- \*その他

上記協定およびパートナーシップ推進指針に基づいて、市民フォーラムとしては

- ① 協働事業の仕組みづくり
  - ② 協働によるまちづくり条例案の策定（パートナーシップの基本を定める条例）
- について2つのワーキングチームを作り、活動を始めた。

#### 6. 協働事業提案・検証制度の創設 提言 (H18.5 協定に基づいた提言)

- \*協働事業の狙い：自分たちのまちの課題を一人ひとりが考え、市民自らの行動によつ

て対処する「市民自治」の確立が必要であり、市民皆で「支え合う」意識のもとで様々な社会的課題に具体的に対応する方法として「市民と行政との協働事業の仕組み」を提案する。

\*協働の定義

\*協働事業の必要性

\*協働事業の仕組み 提案～検証

\*組織運営

提言書を提出後、市民フォーラムの協働ワーキングチームと市職員からなる協働推進会議検討部会の合同ワーキングで制度構築を開始した。

そして、平成20年4月から協働事業提案制度を実施した。

市民協働推進課の要綱に基づく運用

協働事業推進委員会で全体運営 市民フォーラム：5名

行政職員：5名

委員長：畠山

## 7. みんなが担い手条例 市民案 (H18.5 協定に基づいた提案)

\*条例案の狙い

- ① 市民・市民活動の位置づけ：市民が公共を担う主体である。
- ② 市民と行政がともに支え合う社会：市民と行政との協働についての理解を深め、レベルアップを目指しありに育んでいく。
- ③ 市民と行政が共に活動：**協働事業提案制度を担保する。**
- ④ 相模原市にふさわしい条例とする。

\*定義

**パートナーシップ**：市民と行政お互いがパートナーとして共に公共の担い手である。

協働：市民と行政が、パートナーとして共通の目的へ向かい、役割を分担しながら共に活動することである。

## 8. 相模原市協働事業提案制度について (H19.5 提言に基づいた制度)

\*協働事業の考え方

図一1

平成20年度スタートした協働事業提案制度では、提案後の協議で下図のCの領域、すなわち、「市民と行政が役割と責任を分担」し、共に汗をかく協働事業となるように取り組んでいる。

また、本制度では「協働」を目的とするのではなく、「課題を解決し、よりよいまちづくり」を進める具体的な事業をすることを目的としている。

\*協議について

図一2

相模原市の協働事業提案制度の最大の特長は、提案受付から公開プレゼンテーションまでの約3か月間、提案団体と事業担当課及び制度活用推進団体（市民フォーラム、市民協働推進課）でお互いに納得するまで協議を行うことである。特に市民フォーラムは市民の立場で、市民（受益者）に対して成果がある協働の事業化を目指して助言している。

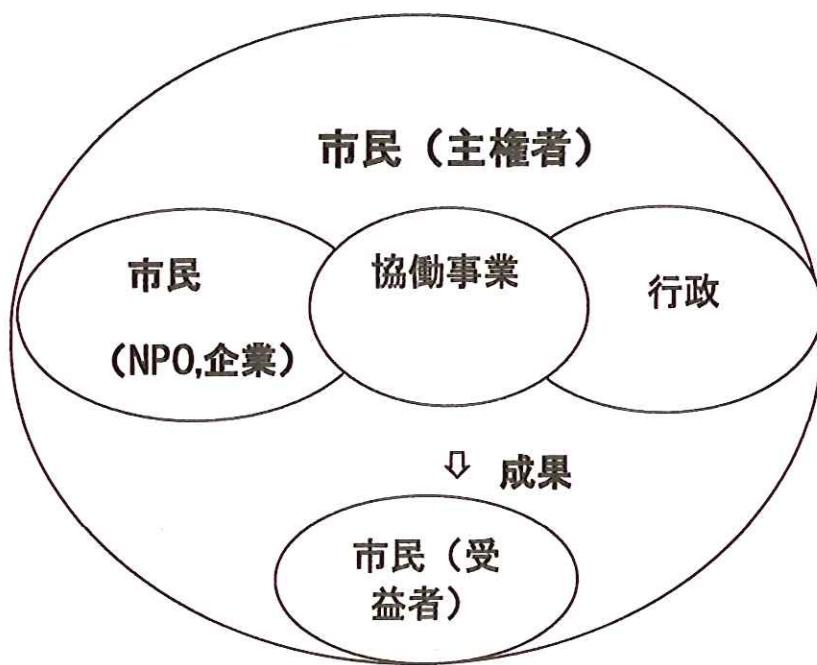
\*制度の検証について

常時、P D C A サイクルを考えた運用をしているので、制度の不具合は継続的に改善している。

図一1

協 動 領 域				E 行政が主体の事業
A 市民が主体の活動	B 市民活動団体が主体で、行政が支援する活動  (補助、助成など)	C パートナーシップの基本原則に基づいて行う事業  (協働事業)	D 行政が主導で、市民活動団体が協力する事業  (委託、請負など)	

図一2



## 9.まとめ

- \*協定は目的を明確にし、締結する両者間で十分な共通認識を持つ必要がある。
- \*行政との協定では市民が主体となって活動できる関係をつくる必要がある。
- \*成果はトップの認識により左右される。

\*なお、市民フォーラムさがみはらの活動については、facebook で公開しています。

市民主体の自立的な組織である「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」(以下、「市民フォーラム」という)と相模原市長(以下、「市長」という。)は、「パートナーシップ市民フォーラムさがみはらと相模原市長とのパートナーシップ協定」(以下、「パートナーシップ協定」という)を、次のとおり締結します。また、この協定の内容が遵守される限りにおいて、双方の義務を果たすものとします。

## 1 協定の目的

このパートナーシップ協定は、皆で担う市民社会の創造に向け、パートナーシップによるまちづくりを、お互いの役割分担に基づき進めていくための協定であり、市民主体の自立的な組織である「パートナーシップ市民フォーラムさがみはら」と「相模原市長」ととの間の関係性の原則や双方の役割と責務、および相互調整などについて定めることを目的とします。

## 2 パートナーシップの原則

市民フォーラムと市長は、次の原則に基づき行動します。

- ①(自立の原則)お互い依存することなく、自立して自主的に行動すること。
- ②(対等の原則)目標に向けた取り組みを進める上で対等な関係に立つこと。
- ③(相互理解の原則)相手の特質を十分に尊重し、また、相手との違いを認め合い、それぞれに長所・短所を理解し、役割を果たすこと。
- ④(役割合意の原則)役割分担を行う場合には、適切な機会が提供された上で、相互の合意により決定すること。
- ⑤(目標共有の原則)目標を明確にし、お互いに共有し、理解に努めること。
- ⑥(公開の原則)常に自らの活動や相互の関係を公表して、透明性を確保すること。
- ⑦(説明責任の原則)期待された業績について、説明責任を果たすこと。

## 3 役割分担

### 3-1 市民フォーラムの役割と責務

- ①市民フォーラムは、パートナーシップの推進に関する中心的な組織として、「さがみはらパートナーシップ推進指針」の運用・検証や、市民参加・協働に関する新たな取り組みの提案を行います。運用・検証に関しては主に、新たな取り組みの提案につなげるために行うものとし、市民フォーラムの活動としては、提案に関する活動を重視していきます。また、これら全ての活動は、基本的に会議活動として、常時、実施していきます。
- ②市民フォーラムは、会議活動の成果を提言書や報告書にまとめた上で市長に提案します。また、成果が中間にまとまった段階で、市民・団体、市議会、市行政など広く周知し、意見募集・交換ができるよう、中間的な成果を公表します。
- ③市民フォーラムは、市民主体の組織として、自主的な課題解決や魅力づくりを行うため、自ら考え、活動します。
- ④市民フォーラムは、可能な限り幅広い市民の間で議論ができるよう、相模原市に在住、在勤、在学、在活動の者へ参加を広く呼びかけるとともに、より多くの会員の確保に努めます。また、市民フォーラムの会員は職業や年齢、性別、国籍等にかかわらず相互に対等な関係とします。さらに、参加希望者に対して、正当な理由なく、参加を拒むことはしません。

⑤市民フォーラムは、幅広い市民の意見・要望を集約するため、フォーラム等のイベント開催やホームページ等での意見募集を実施します。

⑥市民フォーラムは、その目的を達成するために、地域団体やNPO、企業、大学など、既存の団体等との情報の交換や相互調整などをを行い、幅広く相模原市の活力の結集に努めます。

⑦市民フォーラムは、会員として継続的な活動が難しい市民にも、専門知識・技能などを必要に応じて提供してもらえるようにします。

⑧市民フォーラムは、正規の会員として参加できない年少の市民に対しても、別途、ワークショップなどの集まりを設けて、広く意見を求めるようにします。

⑨市民フォーラムは、その活動や費用の使途について、より多くの市民に理解が得られるよう、情報の公開と提供を行います。

⑩市民フォーラムは、活動の中で、知りえた情報のうち、個人情報(氏名、住所、生年月日、性別)及びその他個人が特定できる情報については、本人の承諾なしに他目的のための利用及び他者への提供をしません。

⑪市民フォーラムは、特定の個人または団体の利益になることを目的とした活動は行いません。また、政治的立場及び宗教的立場に立つ活動は行わないことを約束し、政治及び宗教活動の中立を守ります。

### 3-2 市長の役割と責務

①市長は、市民フォーラムからの提案を尊重し、政策に反映するよう努めます。また、提案の反映の状況についての説明責任を果たし、必要に応じてその反映の状況について市民フォーラムとの意見調整も行います。

②市長は、行政課題等について、市民フォーラムに対し意見を求めるることができます。

③市長は、市民フォーラムでの具体的な検討に関し、必要に応じて関係部門を明確に示し、連絡調整を行うとともに、幅広い職員の参加に努めます。

④市長は、市民フォーラムの活動に必要な場所を提供し支援します。

⑤市長は、会での具体的な検討に関し、専門的な立場からの講師の紹介・派遣、各調査活動の支援などを行います。

⑥市長は、市民フォーラムでの検討に必要な情報を提供します。

⑦市長は、市民フォーラムの広報に関して、行政の媒体を使った広報の協力をします。

⑧市長は、市民フォーラムの活動に必要な調査活動、会議の開催、講師等の人材派遣や、事務スタッフ人件費など、運営に関する経費については、市民フォーラムと協議の上、予算の範囲内でこれを支援します。

## 4 相互の連絡調整について

市民フォーラムと市長とは、お互いの情報を共有するため連絡調整を密にし、必要に応じて会議を開催します。

## 5 その他

市民フォーラムと市長は適宜協議を行うものとし、この協定に定めるもののほか両者が協定を遂行する上で必要があると認めたものについては、合意をもつて改定することができるものとします。

